

神奈川県で特別高圧電力を受電する 県内中小企業(製造業・倉庫業)に給付金を支給します！

【令和6年4月～5月分の申請を開始します】

給付対象者

神奈川県で特別高圧を受電する

- ◆ 製造業工場又は倉庫である中小企業事業所(単独事業所)
- ◆ 製造業工場、工業団地もしくは物流施設に入居し、その電力を使用して費用負担している製造業工場又は倉庫である中小企業事業所等(店子事業所)
 - ◇ みなし大企業等を除く
 - ◇ 国及び他の地方公共団体が行う、本給付金と同期間かつ同一事業所に対する電気料金の補助を申請及び受給していない
 - ◇ 特別高圧により受電しているかわからない場合は、電力会社や施設管理者等に確認してください

【特別高圧電力とは】

契約電力が2,000kW以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上のもの

給付額

対象期間において、特別高圧で受電した月間電力使用量に、次の単価を乗じた額

対象期間	単価
令和6年4月	1kWhあたり1.8円
令和6年5月	1kWhあたり0.9円

* 特別高圧で受電する製造業工場、工業団地もしくは物流施設に入居している場合は、子メーター等により電力使用量を確認してください

申請方法と申請期間

【申請方法】神奈川県電子申請システムによる申請

【申請期間】

対象期間	申請期間
4月～5月分(5期)	令和6年7月16日(火)～令和6年9月13日(金)

※ 令和5年4月～令和6年3月分の申請は終了しています。

支援対象、申請の手続きや必要書類など
詳細は、[県ホームページ](#)をご確認ください

※ 3月分(4期)までに給付済の場合は、今回(5期)の申請で省略できる書類があります



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetukouatu_seizou.html

商業施設やオフィスビル等に入居する事業者にも支援を継続します。

詳細は、[専用ホームページ](#)にて(8月公開予定)

お問合せ先

神奈川県 産業労働局 中小企業支援課
(中小製造業等特別高圧受電者支援給付金担当)

【電話番号】045-210-5558 【受付時間】平日9時～17時(土・日・祝日除く)